

# わが国における銀行創設前夜 (その1)

津 守 金 次 郎

## 目 次

- I 序
- II 幕末維新の財政金融
- III 王政復古直後の明治新政府財政
- IV 大隈重信の幣制改革
- V 伊藤博文の新政府出仕
- VI 井上馨の新政府出仕
- VII 為替会社
- VIII 大蔵省の創設
- IX 渋沢栄一の新政府出仕
- X 伊藤博文の米国派遣

(以下次回)

- XI 明治新政府初期 (自明治3年  
至明治5年) の政情と財政
- XII 新貨条例の制定
- XIII 民間における銀行創設の動き
- XIV 国立銀行条例の制定
- XV 銀行創設
- XVI 後記

## I 序

銀行成立の歴史をたどるとき、その時代の政治的経済的背景を無視しては、その成立の経緯を理解することは難しい。一つの銀行制度が創設されたという歴史的事実の背景には、それなりの政治的経済的必然性があったわけである。同時にまた、その時代の政治的経済的基盤のうえに一つの財政金融制度を確立する過程では、これにかかわった特定の人物の存在、その人の意思や行動を理解することが極めて重要である。銀行は金融の制度であり、その制度は所詮は人のつくったものであるからである。

わが国の場合は、欧米における銀行創立の過程と趣きを異にしており、経済の発展に伴って自然発生的に出現し制度化されたものではなく、明治維新という政治革命のさ中において政治経済社会体制を短期間に急激に近代化(欧米化)するという命題に取り組んだわけで、それゆえに極めて人為的な制度化という色彩の強いものになってしまったと考えられる。

本稿では、幕末明治維新の政治的経済的動乱のなかで、幣制改革を含めて銀行創設にかかわった人々が、何故に財政金融問題を意識するに至ったか、更に直面した困難な諸問題をどのように認識しどのように行動したかといったことに焦点をあてて、わが国銀行創設の過程をたどってみたい。

わが国の銀行制度は明治新政府により創設されたのであるが、その明治新政府を樹立したのは西郷隆盛、大久保利通、木戸孝允らであった。当時の政治的舞臺はこれらの人々を主役として回転していた。明治新政府は政權確立のため次から次と起る政争、各藩閥抗争、外交問題に追われていた。

これらの政治史上の主役と目される人々は何れも財政金融の知識に暗かったこともあって、明治新政府が名実ともに近代的独立国家として成長していくためには、政治の舞臺裏でその財政金融面を支える人々を必要とした。なかでも「近代的富国策の推進勢力は佐賀藩出身の大隈重信を中心とする大蔵省の近代官僚群で長州藩から伊藤博文・井上馨・山尾庸三ら、薩摩藩から五

代友厚・上野景範・吉田清成、佐賀藩からは大隈のほか山口尚芳、土佐藩から細川潤次郎ら、また旧幕臣から渋沢栄一・前島密らが集った。彼らは海外渡航の経験あるいは洋学の研究を通じて、いずれも外国知識を身につけて自藩意識を超越し、他省と全く異なる自由な空気の中で結束して封建的な社会経済制度を取り除き近代的な社会経済制度の樹立に全力をあげた<sup>1)</sup>。また明治新政府の大官たちは実務の経験がなかったので、幕臣の俊才を必要とした。「青淵先生伝初稿」によれば、「薩長土肥四藩の俊才、廟堂の枢軸となりて事に任じられたれども、概ね実務の経験を有せざる青年なれば実際大政料理の衝に当るに及びては、殆んど望洋の歎なきを得ず。是に於て多く旧幕府の遺臣を引いて各省に配置し之を指導者となせり。就中、民政財政海軍の如きは、幕府士人の技能遙に諸藩士の上に出でたれば、此方面に重用せられしもの多かりき<sup>2)</sup>」という有様であった。

徳川幕府が海外渡航を解禁したのは慶応2年（1866）のことであるが、それ以前、幕府は文久2年（1862）はじめて海外留学生をオランダに送っている。もともとアメリカ留学が目標であった<sup>3)</sup>が、アメリカにおいて南北戦争が勃発したので行先を変更したものである。このオランダ留学生の中には内田恒次郎（正雄）榎本釜次郎（武揚）赤松大三郎（則良）津田真一郎（真道）西周助（周）林研海らがあり、帰国後は幕府開成所を根拠として活躍した。この開成所に学んだ多くの幕臣は明治新政府に出仕した者も多く、いずれも政府に枢要の地位を占めた。津田真道は条約改正で、西周は徴兵制度確立で、神田孝平は地租改正で、中村正直は大蔵省翻訳御用でといった例である。そのほか幕臣で忘れてならないのは渋沢栄一——銀行制度の創設——であり、前島密——郵便制度の確立——である。

---

注1) 梅溪昇「お雇い外国人」（概説）、鹿島研究所出版会、48頁。

（坂田吉雄「明治維新史」1960年参照。）

2) 山本七平「近代の創造」PHP 研究所、441頁～442頁。

3) 徳川幕府は安政7年（1860）1月、遣米使節団（正使新見豊前守、副使村垣淡路守、監察小栗豊後守、総勢77名）を派遣し「日米修好通商条約」を批准した。この縁による。

ところで、草創期の明治新政府を財政金融面で支えた人は意外に限られているようである。幣制改革を含めて銀行制度の創設に貢献した人となると更に少ない。政府においては大隈重信、伊藤博文、井上馨、渋沢栄一、民間においては三野村利左衛門が注目されるくらいである<sup>4)</sup>。

## II 幕末維新の財政金融

江戸幕府の幣制が紊乱その極に達し、その後を承けた明治新政府はその整理改革に悩まされる。この幣制紊乱が延いては金融を逼塞させ商業を渋滞せしめたので、明治新政府樹立期におけるわが国の財政経済は困窮の極に達していた。この状態を救済するためには、新政府は殖産興業を奨励し、農業商業の発達を期することを第一の急務としたが、まず順序として金融の疎通を図らなければならない。これがためには幣制を改革すると同時に金融機関を整備する必要があった。「幣制を確立することは財政金融政策を進めるための基礎固めとして焦眉の急務であった」<sup>5)</sup>。

江戸幕府時代の財政金融面での基本的な欠陥は、通貨が全国的共通性または統一的制度をもっていなかったことである。ことに「江戸は金、大阪は銀」といわれていたように、「この東西二大市場の諸取引は、通貨の基本的単位をそれぞれ金または銀勘定によるような傾向が自然に常態化され、それともなって金銀の比価の変動を目標とする投機取引が行われていたほどである」<sup>6)</sup>。

徳川幕府は財政の困難に遭遇するたびに貨幣の改鑄をなし、重量を軽減し、品質を粗悪にした。徳川家康がはじめて彫金師後藤庄三郎光次に命じて造らせた（慶応6年）といわれる慶長小判1両は、その重量17.9グラム、品

4) これらの人物の年齢（明治元年現在）大隈重信（30）、伊藤博文（27）、井上馨（33）、渋沢栄一（28）、三野村利左衛門（47）。

なお、西郷隆盛（41）、大久保利通（38）、木戸孝允（36）。

5) 大蔵省百年史編集室「大蔵省百年史」上巻、大蔵財務協会、56頁。

6) 明石照男・鈴木憲六共著「日本金融史」第一巻（明治編）、東洋経済、10頁。

1987年12月 津守金次郎：わが国における銀行創設前夜（その1）

位84パーセントで、金量は15グラムであった<sup>7)</sup>。これが、元禄・元文・文政・天保・安政と金の含有量を減じ、幕末に米国公使ハリスの勸奨でつくった万延小判は重量3.3グラムに小型化され、金含有量は僅かに1.9グラム、慶長小判の実に13パーセントに減価しているのである。諸藩においても「幕府政令ノ解弛セルニ乗ジ贋造貨幣ヲ発行セシカハ貨幣ノ眞贋殆ト鑑別スヘカラス均シク貳分金ニシテ個々相場ヲ異ニシ流通ノ不便ヲ極メシノミナラス之レニ加フルニ諸藩ハ其領内限り通用ノ金銀錢札・米切手・諸手形ノ類ヲ発行シ其札・切手・手形ハ一般ニ藩札ト称セラレ流通区域ノ狭小ナル数百種ノ藩札ハ盛ニ其幣害ヲ流布シ貨幣制度ノ壊亂ハ明治初年ニ於テ殆ト其極點ニ達シ交換ノ媒介商業ノ開通ヲ助クヘキ貨幣ハ反テ之ヲ沮滯セシムルノ実ヲ顯ハシ民間融通ノ壅塞ヲ訴エタリ」<sup>8)</sup>という状態であった。

一方、徳川幕府が締結した安政の日米条約は、わが国の通貨とアメリカの通貨との交換比率について、正しくは1分銀とメキシコドル（銀）1ドルとの交換とすべきところ、誤ってメキシコドル（銀）1枚と幕府の1分銀3枚（4分=1両）との交換としたため、外人はこれを奇貨としてメキシコドル1枚と1分銀3枚とを交換し、更に1分銀4枚と小判1両（金）とを交換してその小判を香港や上海に持ち出し、小判をメキシコドルに交換することにより暴利を得るに至る<sup>9)</sup>など、わが国の金貨が海外に流出するという不都合が発生し、一般通貨の供給が急減して物価が騰貴するに至った。

加えて天保小判（金含有量6.4グラム）を万延小判（金含有量1.9グラム）に改鑄したため、物価の高騰を招くことになり、維新前夜の国内財政金融は紛乱錯綜を極めた。

さらに、「明治元年2年ハ我国ハ凶年ニシテ東北産米地ハ非常ノ饑饉ナリシノミナラズ戦雲未ダ霽レサリシヲ以テ社会ノ現象盡ク我カ商工業ヲ衰退セ

---

7) 明治4年（1871）5月10日に布告された新貨条例では「純金1.5グラムを1円とする」と定められている。慶長小判1両の十分の一に相当した。

8) 明治財政史編纂会「明治財政史」第12巻，明治財政史発行所，昭和2年325頁。

9) メキシコドル4枚→1分銀12枚→天保小判3枚→メキシコドル12枚（海外の金銀比価1対16）

シムルー方ニ傾キ信用取引ハ中止シ金融ハ閉塞シ百事殆ト荒廃セリ」<sup>10)</sup>といった事情であった。

### Ⅲ 王政復古直後の明治新政府財政

徳川慶喜が大政を奉還し、慶応3年(1867)12月9日王政復古の大号令が発せられたとき、「仮に定めた維新政府機構は総裁・議定・参与の三職」<sup>11)</sup>であった。しかしこのときにはまだ三職の下に行政機構は制度化されていなかった。最初の中央官制ともいうべきものは慶応4年(1868)1月17日に布告された三職分課制<sup>12)</sup>である。2月3日に至り再度改正されて三職八局制が施行せられ<sup>13)</sup>、「3月徴士を出身藩を離れた政府の直属官吏として官僚層の形成にむかいはじめ、かくしてやや政府機構をととのえた」<sup>14)</sup>。その年閏4月21日には「政体書」が定められ政治機構は一応の整備をみた<sup>15)</sup>が、財政は苦

10) 前掲、「明治財政史」第12巻、326頁。

11) 信夫清三郎「日本政治史Ⅱ」、南窓社、127頁。

前掲「大蔵省百年史」上巻、13頁。

12) 議定のもとに神祇、内国、外国、海陸軍、会計、刑法、制度の7課が設けられ、議定は各課の事務総督として事務を統轄し、総督の下に事務掛が置かれて、参与がこの職にあてられた。(前掲「大蔵省百年史」上巻、13頁。)

13) 七課(注(12)参照)の事務を総括するものとして総裁局を設けるとともに七課に局名をつけて三職八局の制度とした。

14) 信夫清三郎、前掲書、127頁～128頁。

15) 三職八局制も、まもなく根本的に改正されることになる。すなわち、慶応4年(1868)3月14日発布された五箇条の御誓文の趣旨に基づいて、閏4月21日に「政体書」が定められ、これによって、これまでの政治機構が根本的に改革されることになった。これによれば、政府を太政官と称し、これを分けて7官とし、議定官、行政官、神祇官、会計官、軍務官、外国官、刑法官の7つの中央官庁が設けられた。「会計官は会計事務局時代よりもいっそう広範な事務を担当し、組織体としても、いちだんと整備されたものとなった。まず、会計官の長官たる知官事の所管事項は、田宅、租税、賦役、用度、金穀、貢賦、秩禄、倉庫、営繕、運輸、駅遞、工作、税銀と定められている。この改正で従来内国事務局が担当していた事務も、会計官に移管されることになり、内政関係の事務はほとんどすべて会計官に集まった。そして会計官には知官事を長官として、副知官事(1人)、判官事(2人)、権判官事、書記、筆生の官職が置かれた。内部組織もこのとき

(次頁脚注へ続く)

境にあえいでいる。明治新政府はなんの財政的用意もなく発足したわけで、当初は慶喜の献金で、その後は豪商の献金でその日ぐらしをすることになった。

慶応3年（1867）12月23日政府はとりあえず三職制のもとに金穀出納をつかさどる機関として「金穀出納所」<sup>16)</sup>をつくり、三岡八郎（明治3年由利公正と改名）を参与兼会計事務掛として内乱の戦費をはじめとする新政府の経費の財源調達に任にあたらせた<sup>17)</sup>。三岡はとりあえず東征軍資金捻出のため京都大阪の豪商の間を駆けめぐり15万両を調達したといわれる——御用金——。この際12月27日、「京都両替店の主人三井三郎助（高喜）は、小野善助、島田八郎左衛門とともに、金穀出納所御用達の任命を受けた。そして、

---

から分課され、出納司、用度司、駅通司、営繕司、税銀司、貨幣司、民政司の7司の設置が定められた。その後、当初の管掌事務のほかに、新たな事務を担当することになり、そのため、会計官の内部組織はさらに拡充された。当初の7司に加えて、会計官の統管下に置かれることになった部局（司および掛）をあげると、次のとおりである。

商法司（明治1年閏4月25日新設、明治2年3月5日廃止）

租税司（明治1年5月20日新設）

鉱山司（明治1年7月25日 大阪銅会所を改め鉱山司と称し、会計官へ移管）

造幣局（会計官に当初置かれていた貨幣司は、明治2年2月5日太政官中に造幣局が新設されたとき廃止されたが、明治2年4月8日、再び会計官に移管された）

通商司（明治2年5月16日外国官から移管）

監督司（明治2年5月8日新設）

燈明台御用掛（明治2年1月16日新設、2年4月6日外国官へ移管）

明治2年4月8日、民部官が新設されるに及んで、会計官と民部官との管掌権限の調整が行われ、民部官は駅通・水利・訴訟・物産・牧畜等の諸務を管掌し、会計官は租税・金銀・貨幣・出納・営繕・用度・鉱山等の諸務を管掌するものとされた。これに伴い、従来会計官の所管下にあった駅通司は民部官に移された。」（前掲「大蔵省百年史」上巻、14頁。）

16) 金穀出納所が設置されたときはまだ三職の下の行政機構は制度化されていなかったから、職制上に定められた機関ではなかった。三職分課が制定された後も、金穀出納所という名称は残っていて、組織上は会計事務総督（すなわち会計事務課）が、金穀出納所の事務を管掌することになる。ついで、三職八局制が施行されると、会計事務課および金穀出納所は廃止され、会計事務局が引続く。さらに、政体職制により会計官となるのである。（前掲「大蔵省百年史」上巻、13頁。）

17) 金穀出納所は議定中御門経之の下に福井藩徴士三岡八郎と尾張藩徴士林左門を参与として資金調達にあたらせた。

翌28日、三井三郎助はふたたび出納所に出頭して御用達拜命の請書を提出すると同時に、進んで金千両を献納した。小野・島田両家も三井家と歩調を合わせた」<sup>18)</sup>。三岡は福井藩で藩札を発行して藩財政の窮乏を救済した経験があり<sup>19)</sup>、金札を発行<sup>20)</sup>することになる。この金札を太政官札と称し、「維新創業ノ際内外多事國帑窮乏ヲ告クルニ當リ莫大ノ經費ヲ支ヘンカ爲メ明治元年五月ヨリ発行」<sup>21)</sup>した。その発行目的について明治財政史は「明治元年正月二十三日ニ至リ政府ハ遂ニ八郎ニ命シ紙幣発行ノ事務ヲ計画管理セシムルコト、ナレリ之ヲ我邦中央政府カ紙幣ヲ發行スルノ濫觴トス此時に當リ大政既ニ朝廷ニ歸スト雖モ東北地方ノ兵火尚ホ熾ニシテ出師征討ノ費用費ラレス之ニ加フルニ賑恤ノ舉殖産ノ事亦之ヲ等閑ニ付スヘカラサルモノアリ而シテ政府ノ歳入ハ僅ニ七拾萬兩ニ過キササルヲ以テ此方案ニ依リ紙幣ヲ發行スルニアラサレハ到底此等緊急ノ費用ヲ支辨スルコトヲ得ス是レ此方案ノ採用セラレタル所以ナリ」<sup>22)</sup>と述べている。

かくて三岡は新政府の財政を賄うための緊急措置として太政官札を発行することとしたが、さらに慶応4年（1868）閏4月25日京都に商法司を設置<sup>23)</sup>

18) 三井銀行八十年史編纂委員会「三井銀行八十年史」、三井銀行、35頁。

19) 藩札の発行は、熊本藩を追われて福井の松平春嶽公に仕えた横井小楠の指導といわれる。

20) 「由利公正伝」によれば、慶応3年11月坂本竜馬が三岡八郎に「金札を發行せざれば、今日天下の計画は出来ぬという事も委しく語り……」と語っている。（坂本藤良著「幕末維新の経済人」中央公論社、106頁。）

21) 前掲「明治財政史」第12巻、4頁。

22) 前掲「明治財政史」第12巻、9頁。

23) 商法司の設置

幕府末期の勘定奉行であった小栗上野介（安政7年（1860）幕府の遣米使節団監察として渡米、「日米修好通商条約」を批准）は、幕府財政建直しの方策として文久元年（1861）「国益会所」という構想を幕閣に建議している。小栗は安政6年（1859）の開港以後、生糸・茶・海産物など、輸出額が激増しているにもかかわらず、その利潤はほとんど外国商館に独占されているという状況を憂え、これを解決するため、日本商人に資金を前貸して商品を国益会所に集結させ自主管理させるという構想であった。

この構想は当時の外交上の力関係では実行困難であったが、新政府になって三岡八郎の手によって実現することとなった。これが商法司であった。（坂本藤良著「幕末維新の経済人」中央公論社、37頁～39頁参照）



し、主として内国商業の管理をなし、間接税の収入を管掌させ、あわせて太政官札の流通円滑化を図ることとした。

商法司設立の目的について明治財政史は「当時ノ爲政家ハ農商ノ業ヲ興起スルニハ金融ノ流通ヲ計ラサルヘカラス而シテ之ヲ流通スルニハ政府自ラ低利ヲ以テ資本ノ貸付ヲナシ政府モ人民モ共ニ利ヲ得物産ヲ繁殖セシムルニアリトナシ未タ当時金融ノ壅塞ハ主トシテ幣制ノ紊乱ニ起因シ加フルニ信用制度ノ発達セサルニ因ルコトヲ察知セサリシナリ而シテ政府施設ノオ一著トシテ顯ハレシハ商法司ノ設立ナリキ」<sup>24)</sup>と述べている。

商法司は、翌明治2年3月15日に廃止されたが、その施策は、商法司廃止の一か月前明治2年2月22日外国官に設置された通商司<sup>25)</sup>に継承された。

成立そうそうの明治新政府を苦しめたものに旧幕時代からつづいた悪貨・贋貨の問題があったことはすでに述べた<sup>26)</sup>ごとくである。幕府が慶応2年（1866）5月に外国と約束した新貨幣鑄造の責任も当然新政府に引継がれた。そこで、新政府はかねて貨幣鑄造の大権を政府に納め、その法制を厳正完備し、その鑄造製作を精巧緻密にし、もって贋造の余地のないものとするため、貨幣改鑄を意図し、慶応4年（1868）2月参与兼会計事務掛三岡八郎および小原仁兵衛（鉄心）に貨幣改鑄のことを命じている。さらに3月になると、久世治作（喜弘）<sup>27)</sup>と村田理右衛門にその下準備として貨幣改鑄取調の仕事を命じた。久世等は京都二条の金座中に分析所を設置し、わが国慶長以来鑄造の古金銀貨幣や安政以降に通用した金銀貨幣と、兵庫県知事伊藤俊介の協力により集めた欧米各国の貨幣50余種を分析して品位や量目を比較研究した<sup>28)</sup>。

新政府は慶応4年（1868）閏4月21日会計官中に貨幣司と称する造幣官署

---

24) 前掲「明治財政史」第12巻、327頁。

25) 後述「VII. 為替会社」の項参照。

26) 「II. 幕末維新の財政金融」の項参照。

27) 久世治作

岐阜大垣藩出身。慶応4年4月貨幣司設置とともに貨幣司判事となる。

28) 大蔵省造幣局編「造幣局百年史」15頁。

を設置し、当面緊急を要した戦費および政費を捻出するため、従来の機械や作業方法によって安政以来の旧型のまま粗悪な貨幣を鑄造発行したが、その質は幕府時代のものより劣り幣制の紊乱を一層助長する結果となった。この頃、三岡は一方において京都大阪の富豪から御用金を徴発し、また太政官札発行を準備している。

新政府は久世等の貨幣分析結果により、慶応4年(1868)4月近代的造幣工場を建設して先進諸国の貨幣に比較しても遜色のない貨幣鑄造を決定した。ちょうどその頃、イギリスが1864年香港に設立した造幣局が閉鎖状態にあったことを知り、三岡は外国事務局判事五代才助(友厚)<sup>29)</sup>、寺島陶蔵(宗則)<sup>30)</sup>と協議のうえ、長崎在住のイギリス商人トーマス・クラバー<sup>31)</sup>を通じて同局の機械設備を購入(6万両といわれる)する契約を結び、その事務を管理するため上野敬輔(景範)<sup>32)</sup>を香港に派遣した。

この頃4月11日江戸城は開城され、戦火は東北・北海道へと移ってゆく。

慶応4年(1868)8月末造幣局の機械が香港から輸送されて大阪の天堡山沖に到着し、11月中旬大阪川崎の地に造幣局<sup>33)</sup>建設工事を着工した。ところ

29) 五代才助(友厚)

薩摩藩士。1857年に長崎の海軍伝習所に伝習生として入所して勝海舟の指導を受ける。1863年の薩英戦争では、寺島宗則とともに捕虜となる。海外留学を献策して、慶応元年(1865)4月、イギリス留学。明治新政府成立とともに政府出仕し、外国事務掛。明治2年(1869)会計官権判事、大阪府知事を経て実業界に転じ、関西財界のリーダーとなる。

30) 寺島陶蔵(宗則)

薩摩藩士。松木弘庵と称し、医学を修めて島津藩主の侍医となる。1865年イギリス留学、慶応4年(1868)政府参与、外国事務掛となる。

31) トーマス・クラバー

スコットランド人。安政6年21歳で来日。坂本竜馬の亀山社中とも親交があり、大量の武器・弾薬・船舶を輸入して巨利を得た。クラバー邸は現存する日本最古の洋式建築で、のちに三菱の所有を経て長崎市に寄贈された。

32) 上野敬輔(景範)

薩摩藩士。薩摩藩英学の先駆者。1865年イギリス留学、慶応4年(1868)1月外国事務局御用掛、横浜裁判所所属。

33) 明治2年2月5日造幣局設置、(同日貨幣司廃止)。初代造幣局知事は会計官権判事甲斐九郎(後の下山尚)。造幣局は同年4月8日会計官に移局。同年7月8日大蔵省に所属、造幣寮と改称。

が明治2年（1869）11月4日夜失火により焼失してしまった。

前述の太政官札は政府の保証のない不換紙幣であり、はなはだ不信用で、米価や物価が騰貴する因となった。「政府は巨額の財政資金を必要としながら、商人の献金能力は枯渇し、新税を起こすことはできず、どどのつまり貨幣の品位を落とす改鑄で財源をつくり、さらに不換紙幣（金札）を発行して庶民を収奪した」<sup>34)</sup>。かくして「金札は下落し、諸藩が私鑄した賈貨とともに経済界を完全に混乱におとしいれ」<sup>35)</sup>、「商人のなかには倒産するものもあらわれた。貿易への影響も大きく、諸外国からは嚴重な抗議があり、経済危機もまた外交危機となった」<sup>36)</sup>のである。

#### IV 大隈重信の幣制改革

明治新政府が樹立された頃、大隈八太郎（重信）は長崎にあり、佐賀藩を代表して商業外交事務にあたっていた<sup>37)</sup>。慶応4年（1868）1月末長崎に九州鎮撫総督府がおかれ、総督沢宣嘉が着任した。このとき、参謀として井上聞多（馨）が随行している。沢は大隈を副参謀に抜擢して実務を担当させた。

この頃、切支丹弾圧事件が発生し外交問題に発展した。成立早々の新政府はハリー・パークス英国公使を代表とした各国公使の厳しい抗議にあいその対策に苦しむことになる。井上は、大隈が外交経験を積み弁舌にたくみで経済にも明るいことに感心し、大隈を木戸孝允（参与）に推せんし、政府はその外交交渉を大隈に託すべく外国事務局判事に抜擢した。慶応4年（1868）

---

34) 35) 36)

信夫清三郎、前掲書、203頁。

37) 長崎では、長崎奉行が鳥羽・伏見の戦と慶喜脱走の報をきいて逃走したので、外国人との折衝に支障をきたした。このため西国の各藩では代表者を出して会議事務所を設け、商業や外交関係の事務にあたらせた。肥前藩大隈八太郎、薩摩藩松方助左衛門（正義）、土佐藩佐々木三四郎（高行）などが主となって仕事をした。（棟葉英治「大隈重信」(上)、新潮社、43頁)。

3月のことである。

大隈は、青年時代藩の蘭学寮でオランダ語を学び、次いで長崎に出てアメリカ人のフルベツキとウィリアムスに英語を学んだが、特に「ヘルマン・フルベツキは大隈にとって最良の教師となった」<sup>38)</sup>。その「教科は文学、経済、法律、理科の全般にわた」<sup>39)</sup>り、更にバイブルを読み憲法に及んだ。大隈は洋行・留学をしなかったがフルベツキというまたとない教師を得て、「アメリカ憲法とその独立宣言に接し、自由と権利という思想を知った」<sup>40)</sup>のである。

この長崎時代の勉強が、その後明治新政府に入り、薩長出身の政治家に伍して数少ない財政通として重要な役割を果たすことになる。

この年（1868）12月大隈は外国官副知事となった。

この頃、太政官札は流通困難を極め政府はその価値下落に悩まされている。また別途に財政対策として粗悪な貨幣の鑄造発行を余儀なくされている<sup>41)</sup>。このような事情が幕藩期以来の幣制混乱に一段と拍車をかけることになり、諸外国からは円滑な貿易取引への大きな障害としてわが国通貨制度の混乱に対する抗議が相続き、重大な外交問題となった。

悪貨や賤貨に加えて金札でも大きな被害を受けた外国商人——当初太政官札を兌換券として入手したが、実際はそうではなくその価格が下落した——は英国公使パークスをたてて三岡に直談判する。三岡は、彼がかつて成功した藩札発行が、せまい藩内だけの通用であって藩主の権威で支障なく通用したので、太政官札の発行についても意外に楽観していたようである。したがって、パークスの抗議について何ら対策をとることができず、太政官札の不信用に加えて外国公使の度重なる抗議により急激に三岡財政批判が高まった。

明治2年（1869）1月10日、大隈は会計官御用掛を兼務させられて三岡副

38) 39) 40)

榛葉英治「大隈重信」(上)、新潮社、31頁。

41) 「Ⅲ. 王政復古直後の明治新政府財政」の項参照。

知事の下で働くことになった。政府としては外交と財政とを一致させる必要があったからである。太政官札の流通問題が混乱を極めていたとき、一方で匱造紙幣の流通が新たな外交問題として抬頭するに至り、政府は大隈外国官判事を同副知事に抜擢し、もっぱらその談判の衝に当たらせることとしたが、大隈は外国との接渉の間において外国商人等が悪・匱貨と同様太政官札でも大きな被害を受け、ために莫大な損害賠償を要求されてその対応に追われる間、新政府の信用失墜にもつながりかねないことを痛感していた。大隈は無制限な太政官札の発行が財政の癌であることを指摘し、忌憚なくわが財界の弊害の続出する所以を述べ速かにその処置を行わねば如何とも施す術のないことを論じ、従来の財政政策を痛烈に難じた。

このように財政問題と外交問題とが錯雑紛糾するに至ったので、政府は外交官である大隈を会計官御用掛兼務として、外交と財政とを併せて処理させることとしたのである。

三岡は自ら立案実行した赤字財政によって僅か任1年2か月で明治2年2月17日辞任した。大隈は三岡のあとを継いで会計官副知事兼任となり、国の財政を任されることになり、第一に幣制の改革に着手することになった。

明治2年（1869）3月4日、大隈は造幣判事久世治作とともに新貨の形状および単位を改正する意見を建議した。その大意は、「オ一 我國従前ノ金銀貨幣ハ其形状方ナル者多シ然レトモ宇内各國貨幣ノ圓ニシテ携帯ニ便ナル者ニ比スレハ方ナル者ハ太タ不便ナリ故ニ此際新貨幣ヲ鑄造スルニ當リテハ宜ク舊制方型ヲ廢シテ圓型ニ改ムヘシ

オ二 我國従前金銀貨幣其価名朱分兩ノ數ハ計算上ニ於テ太タ不便ナリ故ニ此際新貨ヲ鑄造スルニ當リテハ宜シク舊稱朱分兩ヲ廢シテ十進一位ノ価名ニ改ムヘシ」<sup>42)</sup>というものであった。

大隈らの建議の要旨は、旧制方型を廃して円形に改めること、および旧称朱分兩を廃して十進一位の価名に改めることであつたが、政府部内の議論は

---

42) 前掲「明治財政史」第11巻、324頁。

これをめぐって賛否対立<sup>43)</sup>した。結局、大隈らの建議が採択され、大隈の幣制改革案はそのまま井上聞多に承継されてその実現を図ることになる。

ついで大隈は同年5月4日布告を発し「5月28日をもって金札の増発を止め、従来の発行総額32百万両を限って、以後その発行を止める。……きたる冬までに、新貨幣を鑄造して、明治5年に金札と兌換する」<sup>44)</sup>こととした。すなわち、政府発行の紙幣（金札）は明治5年中に正貨をもって悉皆交換すること、もし引換残りのものがあればその翌年から年6分の利子を付することとしたのである。明治財政史によれば、「右ノ布告ニ依リ從來不換紙幣タリシ太政官札ハ一變シテ兌換紙幣タルノ太政官札トナリ而シテ其兌換ハ同年ノ冬ヨリ明治五年ノ末ニ至ル間ニ於テ施行スルコト、ナレリ」<sup>45)</sup>と述べている。

太政官札は明治2年6月、結局48百万両をもってその発行は停止された。しかしながら、正貨兌換は種々の事情に妨げられて実行に至らなかった。新貨幣の鑄造は、その本位・性合・形状等を決定するためほとんど2年有余の

43) 貨幣の形状を円型に改める提案についての反対論に対して大隈と久世は次のように主張した。「我国貨幣の形状を方にするは近代の事」であって、「古来甲州金の如きは其形円なり」。「今人拇と食指との尖を合せて円を爲し、之を傍人に示せば貨幣たるを了解せざる者なし」。また、方型より円型のほうが回転しやすく摩擦損が少ないので、「宇内各国其貨幣を円形にする者は皆此究理上に出て、而して其実際袖珍に便なること決して方型貨幣の比に非ず」と。

次に十進一位の価名、すなわち、通貨の単位に十進法を採用することへの反対論に対しては次のように反論した。わが国貨幣の価名に両を用いたのは慶長小判に始まるが、その源は中国の「制量我四匁余を両と云ふに出で、即ち慶長小判の量目は恰も四匁余にして両の名に適當」していたからである。しかし「其後旧幕府は頻々貨幣を改鑄し、其改鑄毎に量目を変換減落」してしまった。「其正を失するの大なる者にして法とするに足らざる也」。しかも「一分は両の量目の四分の一にして、一朱は両の量目十六分の一なる銖の字より転じた」ものであるので、朱、分、量は元来量目名であって価位を示すものではない。「数は十進一位万国皆同じ、故に今新貨の価位を立るや、宜しく旧来沿襲の陋制を廢して各国通用の制に則り、百錢を以て一元と定め、以下十分の一を十錢とし錢の十分の一を一厘と為せば計算上に於て従前の煩雜……なく、數歳の後民間取引の便却て今日に倍蓰せん」と。(大蔵省「貨政考要」大蔵省編「明治前期財政經濟史料集成」第13巻57頁より)

44) 榛葉英治、前掲書、65頁～66頁。

45) 前掲「明治財政史」、第12巻、28頁。

歳月を費し、明治4年5月になって漸く新貨条例および造幣規則を制定した。したがって、正貨兌換を実行しようとしても48百万両の新貨幣を製造することは不可能であった。結局、明治5年2月15日から政府が新たに発行した新紙幣<sup>46)</sup>と交換して太政官札を回収した。正貨兌換の名義をもった太政官札は、其の性質を一変して紙幣兌換の紙幣すなわち「我邦不換紙幣ノ端緒ヲ啓」<sup>47)</sup>くことになったのである。

## V 伊藤博文の新政府出仕

大隈が慶応4年（1868）閏4月キリスト教弾圧事件で外交交渉のため長崎から呼び出された頃、伊藤俊介（博文）は神戸開港場外国事務一切を委任されたが、当時各開港場ともにわが国の金銀貨と外国の洋銀との交換レートに関し紛争が絶えず、伊藤もその処理に追われていた<sup>48)</sup>。

伊藤は慶応4年（1868）1月13日の発令ではじめて明治新政府に登用された。外国事務掛である。時の外国事務取調掛の議定は東久世通禧——七卿落ちで長州に落ちた公家の一人で、その頃伊藤と旧知の間柄となったが、伊藤の英語会話力を評価した——で、同時期に外国事務掛としては井上馨・後藤象二郎・五代友厚がおり、会計事務掛には三岡八郎がいた。

伊藤がはじめて洋行したのは文久3年（1863）5月のことで、英国ロンド

---

46) 明治4年（1871）7月紙幣司が新設され、8月には紙幣寮と改称された。初代紙幣頭は波沢栄一、同権頭は芳川顕正である。紙幣寮は明治4年12月27日布告を発し、政府紙幣を金貨と交換する旨の明治2年5月28日の布告を取消し、新紙幣を発行してこれと交換することとした。

新紙幣は明治3年6月、従来の札に代わる良質の紙幣を製造すべく計画されたものであるが、当時国内にはそれほどの印刷技術はなかったので、ドイツに委託印刷することとし、特命全権公使上野景範、副使前島密をドイツに派遣し、フランクフルトのドンドルフ会社に製造させることとした。第一回の完成品は明治4年12月に到着、明治5年（1872）4月から流通しはじめた。ちなみにわが国で新紙幣を印刷することになるのは明治7年以降のことである。

47) 前掲「明治財政史」、第12巻、30頁。

48) 欧米各国の貨幣を貨幣司分析所に送って分析に供した。（「Ⅲ. 王政復古直後の明治新政府財政」の項参照）

ンであった<sup>49)</sup>。この英国留学で、伊藤は英語を修得するかたわら海軍の設備や造船所・博物館・美術館等を見学し、英国文明とその国力に接したといわれる。しかしながら、米・仏艦の下関来襲、砲台破壊、英艦の鹿児島湾来攻のニュースを知り急拠帰国した<sup>50)</sup>。したがってロンドン滞在期間はせいぜい6か月余に過ぎず、当時伊藤は少なくとも財政金融に関しては格別の知識も得るに至らなかったと推測される。

伊藤が新政府に出仕して外交の第一線におかれるや、英国公使パークスよりつきつけられたのは、諸藩が英国の貿易商から買った兵器の借金の証書であった。また慶応4年(1868)3月には、三国(英・仏・蘭)公使と会計事務局との間に、メキシコ銀1ドルをわが国銀3分の換算価に因り通貨としてわが国に流通させるという協議が調ったので、伊藤は文書によりその旨を神戸在住の諸外国領事に通達している。このように外交交渉で特に貨幣問題につき苦心したこともあり、伊藤は木戸を経て新政府に次のような建白書を提出している。すなわち、「新政府の最も急要と感じたる貨幣統一と海軍整備との実行に資せんとし、その職掌上常に外国人と応接しつつありし機会に、造幣器械の購入並に海軍教官の傭聘に就き、英米両国公使の意見を確めたるに孰れも出来得る限り助力することを約せしかば、その趣を京都滞在の参与木戸準一郎に報じ、新政府へ建白方を依頼した。」<sup>51)</sup>

「その頃の俊介の大きな関心は貨幣制度・海軍の整備・平等条約の取得・廃藩置県であった」<sup>52)</sup>。

その年閏4月21日太政官制度が発足すると、5月23日初代兵庫県知事となった。

明治2年(1869)5月16日伊藤は通商司知事兼勤となり、同日通商司が外

49) 文久3年(1863)5月12日横浜発、同年9月13日ロンドン着。この英国留学は井上聞多の勧誘に応じたもので、同行は5名、井上・伊藤のほか山尾庸三、野村弥吉(井上勝)、遠藤謹助であった。その年5月10日には長州藩が攘夷実行のさきがけとして馬関海峡で外国船砲撃を実行した。

50) 元治元年(1864)3月ロンドン発、同年6月10日横浜着。

51) 春猷公追頌会編「伊藤博文傳上巻」統正社、357頁。

52) 豊田穰「初代総理伊藤博文」(上)、講談社、233頁。



1987年12月 津守金次郎：わが国における銀行創設前夜（その1）

国官から会計官に移されたので新たに会計官権判事に任ぜられた。その7月大蔵省創設に伴い7月18日大蔵少輔となった。

## VI 井上馨の新政府出仕

伊藤が会計官権判事に任命された頃、井上聞多（馨）は造幣局知事である。井上は、年少の頃毛利藩世子元徳の小姓役をつとめたが、機転のきく性格を愛され「もの知り」という意味で聞多という名前をもらったといわれる。久坂玄瑞と山県半蔵（有朋）が信州松代藩の佐久間象山聘用に失敗して、そのてん末を世子元徳に復命した（文久3年正月13日）際、小姓役を勤めていた井上は象山の話を書き大いに感ずる所があり、その今日までの軽挙妄動（攘夷過激派）の非を悟り、「海軍を興して國本を固うするの根本策に想ひ到った」<sup>53)</sup>。そこで井上は「同志と共に外國に渡り海軍を研究せんとの志を起し」<sup>54)</sup>伊藤等を勧誘してともに英国ロンドンに留学、伊藤とともに帰国した<sup>55)</sup>。

井上は、伊藤とは松下村塾以来の盟友であり、若い頃から理財の才に秀でていたらしい。英国留学に際し、その資金一人当たり約千両で5名分その他経費合計6千両を工面したのは井上の才覚であったといわれる。慶応元年（1865）7月21日長州藩が坂本竜馬の斡旋でゲバール銃を購入するときも井上は伊藤とともに交渉のため長崎に出向いている。

慶応4年（1868）正月3日維新政府に登用されて参与となる。この日鳥羽伏見の戦いが開始された。その正月28日外国事務掛、29日九州鎮撫総督参謀となり長崎に至る。ここで大隈を知るのである。井上は「長崎の財政確立に盡力すると共に國家財政にも意を注ぎ、或は幣制統一の意見を述べ、或は又洋銀を改鑄して軍資補給を獻策するなど、常に盡力して来たのであるが、金札問題が漸次悪化し、その影響が深刻になるにつれ、公（井上）は傍觀黙視するに忍びず、種々意見を當路者に開陳して貢獻するところが少くなかった。

---

53) 54) 小松緑編「伊藤公全集」(第3巻)、伊藤公全集刊行会、35頁。

55) (注) 47) 48) 参照。

随って公の財政的手腕は漸く岩倉・木戸等の認めるところとなり」<sup>56)</sup>、明治2年(1869)5月28日造幣局知事、次いで6月21日会計官判事を以て通商司知事勤務を仰せ付けられ大阪府在勤となった。大蔵省が創設されるや、同年8月18日造幣頭となり造幣寮の創設に尽力するが、同年10月井上弥吉(勝)<sup>57)</sup>が井上聞多に代って造幣局建設工事を督励することになる。井上聞多はその後明治4年に至る間、大隈らと共に紛乱を極めている財政確立のため、造幣とあわせて為替会社の育成に力を尽くすことになる。

## Ⅶ 為替会社

明治2年(1869)2月22日、伊藤・井上等の主唱によって外国貿易事務を管理するため外国官に通商司<sup>58)</sup>が設置された。通商司は物価の安定を図り、貨幣流通と通商貿易を管理し、商品流通機構の組織化と金融機関の設立とを目的とする行政機関であった。

明治財政史によれば「通商司設立當初ノ目的ハ専ラ外國貿易事務ヲ管理スルニ在リシカ当時我國ノ外國貿易ハ其開始日尚ホ淺ク我商人ハ貿易上ノ慣習ニ熟セス之ニ加フルニ其資本薄弱ナルノミナラス銀行等ノ完全ナル商業機關ノ其後援ヲナスモノナク從テ外國人ノ爲ニ貿易上ノ利益ヲ壟斷セラル、ノ有様ナリキ又明治初年ニ在テハ中央政府ト諸藩トハ全ク財政ヲ異ニシ中央政府財政ノ困難ナルト等シク諸藩モ維新ノ際非常ノ困弊ニ陥リ明治二年版籍奉還前後ハ各所ニ藩政改革ノ聲ヲ聞クノ勢ニシテ各藩共ニ中央政府ノ太政官札発行ニ於ケル如ク各米切手・金銀札ヲ発行シ或ハ藩債ヲ募集シ歳入ノ缺ヲ補ヒ或ハ外人ト直接ノ約定ヲ以テ資金ヲ借入レ或ハ其産物會所ヲ開港場ニ置キ商

56) 明治百年史叢書「世外井上公伝」、原書房、360頁～361頁。

57) 井上弥吉(勝)

長州藩士。旧名野村弥吉。1863年伊藤俊介・井上聞多等と渡英、明治2年10月から同3年5月まで造幣頭兼鉦山正。

58) 通商司は明治2年2月22日外国官に設置され、同年5月会計官に転属し、その年7月会計官が廃止されて大蔵省が創設されると同省に属し、その8月民部省に転属し、明治3年7月復た大蔵省に属し、明治4年7月5日廃止された。

業ニ従事スルアリ」<sup>59)</sup>ということであった。かくして政府は府藩県の権威を減殺し、府藩県がそれぞれの資格を以て直接外国人と売買貸借の約束をしたり、また各商業上の要地に商会を設立することを禁止し、もし止むを得ざる事情あるときは通商司を経由させることとしたのである。このように通商司の職掌は、金融および貿易・商工業の育成にあるわけであるが、その実権は伊藤と井上が握っていた。

通商司は、三岡が会計官中に設置した商法司の精神を継承したもので、本司を東京会計官中に置き、その支署を三都、各開港場および堺等商業上の要地に設置し、各支署の下に通商会社および為替会社を置き支署をしてその監督を為さしめた。通商会社は内外商業を振作経営することを目的とし、為替会社は通商会社がその振作経営に必要とする資本を融通運転して助力を与え、併せて民間の融通を便利にすることを目的とし、何れも半官半民の合本会社であった。為替会社について明治財政史は「銀行ノ元祖ニシテ其資本ハ豪商ヨリ之ヲ募リ政府ヨリモ資金ヲ貸付シ其規則ハ通商司ニ於テ之ヲ定メ官吏ヲ派遣シテ業務を監視シ預リ金貸付金為替等ノ業ヲ營マシメタリ又融通便利ノ為メ準備金ヲ置キ金銀錢券及洋銀券発行ノ特典ヲ付與セリ」<sup>60)</sup>と述べている。

為替会社——バンクの訳語といわれる——は東京・横浜・新潟・西京・大阪・神戸・大津・敦賀の8会社が設立されたが、このうち東京の為替会社で「総差配司」として実権を握った者は三野村利左衛門であった<sup>61)</sup>。為替会社は、当時太政官札の信用が不十分で人民がこれを嫌悪する傾向があったので、これを為替会社を通じて流通の円滑化を図らんとする意図をもったものであって、当時政府の財政上および経済上の困難を救うには、生産を奨励し金融を疎通し兼ねて外国貿易を発達させる必要があったので、これを管掌する機関として設けられたもので、政府の絶大な保護のもとに紙幣発行の特典

---

59) 前掲「明治財政史」第12巻、328頁～329頁。

60) 同上書、307頁。

61) 後述「XIII. 民間における銀行創設の動き」参照。

を与えられることになったものであるが、その経営が放漫に流れたこともあって日ならずして破綻を生じ、殖産興業に資するところ少なくして終った。かくして国立銀行条例の制定により、国立銀行が創設せられて遂に廃業するに至った。為替会社が経営に失敗したのは「種々なる原因があったであろうが、その組織が完全でなかったので銀行固有の機能を十分に發揮することが出来なかったのに基因する。元來為替会社は私立会社に過ぎないものではあるが、實際上に於ては半官半民の會社であり従つて政府の干渉が多かつた。而も實際上の知識の乏しい通商司の役員が之を指導し、又その指導を受ける會社の經營者も會社組織による銀行業に不慣れであつた爲に、會社の業績が擧げなかつたのも亦己むを得ないことであつた。かく業務に従事してゐる者さへ銀行に関する知識が十分でなかつたので、まして當時社会一般の者が之を理解し之を利用することを知らなかつたのも當然であつて、これ亦爲替会社が銀行として機能を發揮することが出来なかつた一因である。之を要するに朝野共に銀行に関する十分なる知識と理解とが無かつたので、その組織も十分でなく、機能も満足でなかつた爲であるといつて宜い」<sup>62)</sup>。為替会社の失敗におつた理由について明治財政史は「爲替会社ハ我國ニアリテ未曾有ノ商業機關ニシテ銀行業務ハ此ニ至リテ實ニ大進歩ヲナシタリト云フヘシ然レトモ其ノ性質タルヤ組合会社ニシテ共同營業ノ風ニ慣レサル當時ニアリテハ事業甚タ困難ナルノミナラス當時未タ商法條例等會社ノ營業方法ヲ規定スルモノアラス又會社ト政府トノ關係ヲ分明ニ定約セシモノナカリシヲ以テ會社ハ非常ナル干渉ヲ被リ殆ント半官半民ノ性質ヲ帶フルニ至レリ而シテ此等ノ事情ハ終ニ結シテ會社ノ衰運ヲ來タシ識者ヲシテ明治四年ニ於テ會社ノ前途望ナキコトヲ明言セシムルニ至レリ」<sup>63)</sup>と述べ、また「之ヲ要スルニ明治ノ初年ニ於テハ我國ハ財政上經濟上ノ狀況最モ困難ノ極メタルヲ以テ當時政府ハ先ツ紙幣ヲ發行シテ一時財政ノ急ヲ救ヒタルモ民間農工商ノ業ヲシテ旺盛ナラシムルニ非レハ到底國家ノ富強ヲ致シ萬國ト對峙スル能ハストナシ大

62) 前掲「世外井上公伝」第2巻, 252頁~253頁。

63) 前掲「明治財政史」第12巻, 496頁~497頁。

ニ干渉政略ヲ取り産業ヲ奨励シ金融ヲ疎通センカ爲メ初ニ商法司ヲ置キ次テ通商司ヲ設ケ各地ノ富豪ヲ勸奨シ通商會社、爲替會社ヲ起サシメ大ナル保護ト特典トヲ與ヘ之カ發達ヲ企圖セシモ所謂宋人苗ヲ引クノ急激手段ナリシヲ以テ事多クハ失敗ニ終リタリト雖モ邦人ヲシテ漸ク連合結社ノ必要ヲ悟ラシメタルノ效ハ決シテ少カラサルヘシ<sup>64)</sup>と説いている。国立銀行条例の立案を担当した渋沢栄一（後述）は回顧談のなかで爲替会社失敗の原因について「自分は明治2年の冬大蔵省の租税正に任ぜられてから、度々累進してその頃は大蔵権大丞の現職に居て、省務の全体に関係もあり、殊にその前年から通商司の跡始末を自分に命ぜられて居たが、この通商司というのは明治元年に大蔵省中に置かれて、東京と大阪とに於て有力の商家を協力させて、爲替会社・商社・開墾会社などの諸会社を創立させ、合本営業の端緒を開いたのであるが、何分新事業ではあり、管理の人も其の事に暗い所から、常に損毛が多くて、終に衰頹に及んだに依って、これを整理する爲に自分にその兼任を命ぜられて居たので、東京大阪の商業家とも時々面会して、業務上に就て種々談話もして見たが、旧来卑屈の風がまだ一掃せぬから、在官の人に対する時には只平等低頭して敬礼を尽すのみで、学問もなければ氣象もなく、新規の工夫とか、事物の改良とかいうことなどは毛頭思ひもよらぬ有様であるから、自分は慨歎の余り、現職を辞して全力を奮って商工業の發達を謀ろうという志望を起したのであります。」<sup>65)</sup>と述べている。

爲替会社失敗の理由を要約すると、準備不十分な急激手段であったこと、規制や制度の整備が不充分であったこと、半官半民で官側の干渉が強大であったこと、経営担当者が共同経営に不慣れであったこと等が指摘される。渋沢も、当時の経営者がいまだ近代的企業家精神をもつにいたらず、近代的会社・銀行に関する知識にも乏しかったこと、いいかえれば近代的銀行経営者としての主体性が欠けていたことを指摘している。

ここにおいて、爲替会社の経験は国立銀行条例の制定にあたり大きな影響

64) 同上書、334頁。

65) 青淵先生口演「雨夜譚」巻之五（「日本人の自伝」第1巻、平凡社、330頁）。

を及ぼしたのであって、実に「我國ニ於テ始メテ銀行一般ノ事業ヲ經營シ金融機關ノ發達進歩ニ一大影響を與ヘタルハ實ニ爲替會社ナリトス」<sup>66)</sup>と認識された。

東京為替会社も所期の目的を達し得なかったが、三野村は、政府の大きな保護のもとにその金融政策の執行機関たる為替会社の中心となってその実権を握っていたことが、三井組が銀行設立に取り組む契機ともなったと思われる。

## VIII 大蔵省の創設

大蔵省が創設されたのは明治2年(1869)7月8日である。その年6月版籍奉還が実現して新政府の基礎が次第に固まったので、職員令が発せられて先の政体書による政府機構は再び根本的に改正された。「職員令による太政官制度は、天皇を輔弼し大政を総括する最高機関として太政官を設け、そこに左大臣・右大臣・大納言・参議以下の職を置き、太政官の下にそれぞれ卿を長とする民部省・大蔵省・兵部省・刑部省・宮内省・外務省の6省および神祇官・集議院・待詔院・大学校等を置くというものであった。」<sup>67)</sup>「この改革によって会計官に代わって大蔵省が設置された。大蔵省という古風な名称は、職員令の復古的性格に由来するものと思われる。大蔵省の長官たる大蔵卿の所管事務は『金穀出納・秩祿・造幣・宮繕・用度等ノ事』と定められている。そして卿の下には、大輔・少輔・大丞・少丞以下の官職が設けられた。」<sup>68)</sup>「初代の大蔵卿は松平慶永、大蔵大輔は大隈八太郎(のちの重信)、少輔は伊藤俊輔(のちの博文)であった。」<sup>69)</sup>

次いで、8月11日には租税・監督・通商・鉱山の4司が大蔵省から民部省に移管され、その翌日8月12日には再び機構改革が行われて大蔵・民部両省は合併された。ただこの合併は民部省が大蔵省に吸収されたのではなく、制

66) 前掲「明治財政史」第12巻, 491頁。

67) 68) 69) 前掲「大蔵省百年史」上巻, 15頁。

1987年12月 津守金次郎：わが国における銀行創設前夜（その1）

度上は両省それぞれ独立のままでただ人的に卿と大少輔をそれぞれ両省兼任とした——実質的には両省の行政権限を統合——ものであった。

「この合併により、両省の大輔を兼任することになった大隈重信の発言力は、強大なものとなった。大隈は若い時から蘭学や英語を学び、西欧的知識を身につけた財政家であって、大隈を中心とする当時の大蔵省は文明開化の急先鋒であった。明治2年から3年にかけて、十進法に基づく新貨幣の鑄造の着手、東京・横浜間の鉄道や電信の敷設、通商会社の育成から度量衡の制定にいたるまで、近代的施設を導入する諸事業が、大蔵・民部両省の指導のもとで、実行に移された。当時の大蔵省には、大隈が広く人材を集めたから、幹部に新進気鋭の士が多数登用されており、このような重要な使命に応じられるだけの実力が備わっていたといえよう。」<sup>70)</sup>

この頃の大蔵省に集められた人材については、「序」の中<sup>71)</sup>で述べたとおりである。

## IX 渋沢栄一の新政府出仕

慶応4年（1868）2月23日太政官札の発行が決められるや、その事務を掌るため政府は会計事務局の中に新たに商法司<sup>72)</sup>を設けた。

この太政官札は会計基金の応募者に対して納入額と同額を貸し出すと同時に一万石につき一万両の割で諸藩に貸付けることとなった。極端な財政窮乏を告げていた諸藩はきそってこれを借り入れた。

この頃、渋沢栄一は静岡にあって「商法会所」の設立に奔走していた。この商法会所は「彼の『事業はじめ』」であり同時に日本で最初の『会社』である……日本最初の『会社』にはいろいろの説があり、小栗上野介の『兵庫商社』や坂本竜馬の『海援隊』をあげる人もいる。しかし曲りなりにも出資を

---

70) 同上書、16頁。

71) 注「1）」参照。

72) 前述「Ⅲ. 王政復古直後の明治新政府財政」の項参照。

一般に公募したのはこの『商法会所』が最初であり、『一般公募』を会社の必要要件とするなら、やはり『商法会所』を最初の会社と定義しておきたい』<sup>73)</sup>とされている。

渋沢はこの商法会所により何を意図したか、「その頃新政府から諸藩へ石高拝借ということを許されました。これは御一新に付いて金融に著しき窮迫を告げた所から、凡そ5千万両余の紙幣（これが「太政官札」）を製造して、軍費その他の経費を支えたが、その紙幣は民間の流通があしきゆえ、それを全国に流布させんが爲め、諸藩の石高に応じて新紙幣を貸し付け、年三分の利子で十三箇年賦に償却するという方法でありました。蓋しこの方法は、前にも申した通り、新紙幣の流通を円滑にしようという意で設けられた、即ち政府の財政方畧であります。そこで静岡藩への割付総高は七十万両程であって、その年の末までに新政府から交付せられた金高は五十三万両だということは、自分が駿河へ往くと直に人から聞いて居ったに依って、前にもいう通り、商業にて聊か效能を顯わしたいと様々工夫して居た際であるから、この石高拝借の事に付いて一つの新案を起しました。」<sup>74)</sup>と述べているところである。

渋沢が、少年時代から強く薫陶を受けたのは、彼の義兄で従兄の尾高藍香——富岡製紙所の建設者・経営者——であり、貨幣についての認識も大きな影響を受けたといわれる。貨幣についての尾高の考え方は、貨幣を粗悪にするとその実価を減じ、物価が次第に騰貴して終には一国が解体する基になるというもので、渋沢が明治2年大蔵省に出仕して貨幣制度の改正を行うことになったとき、貨幣改鑄に就て意見書を提出して——米人ケリーの貨幣原論を読んだという——「貨幣の効能と大切な要件と言え、物々交換の不便を無くして、物の尺度となること。物の媒介をする。その上に貨幣がその品物と同じ価値を持つこと。以上三件が備わって初めて貨幣の真正の作用を發揮出来るので、前の二件の用だけで、後の一件が備わらなければ、貨幣は紙片

73) 山本七平, 前掲書, 421頁。

74) 「雨夜譚」卷之四(前掲「日本人の自伝」第1巻, 317頁)。



でも貝殻でもよいわけになる。未開時代には、主権者の信用、或は圧迫で、実価の無いもので流通させた時代があるが、政治が発達し、貿易が進んだ時代に於て、貨幣の性能を完全に働かせるには、貨幣そのものに実価が無ければならない。よって法律を以て偽造を禁じ、一国の政権がこれを保護し、責任をもつのはいずれの国でも同様である。これに反して時の政府が勝手気ままに貨幣の名を付けて流通させ人民が難儀しても政府の命令に服従せよと言うのでは貨幣の真の働きは無くなる。』<sup>75)</sup>と述べている。

慶応3年（1867）フランスが万国博覧会をパリで開催し、日本に対しても参加の招請があった。徳川慶喜は弟昭武を派遣して参加させ、兼ねて欧州の先進国を訪問して交誼を厚くし、然る後仏国に留学させることを決定し、この使節団の会計その他の実務を担当させるため渋沢を選んで随行させることとした。昭武一行は慶応3年（1867）正月3日京都を出発した。ところが、その留守中に幕府が崩壊し明治政府が樹立されたので、留学を中止して帰国（明治元年12月3日）の止むなきに至った。2年たらずの留學生活であった。その滞仏中渋沢が興味を示したのはまず兌換紙幣と銀行であった。

渋沢は自分の職務である「庶務会計」から、為替や預金を通じて銀行や商社の業務と関係を持ち、実務の上から銀行に関心を持たざるを得なかったが、昭武の身辺世話役として仏国政府から派遣されていたフロリヘラルトが銀行のオーナーであり有力者であったから、直接に間接にさまざまな知識を得ることができた。渋沢は、兌換紙幣が「いつも同じ量目、同じ純分で引換うるのである」ことを知り、「此の如くしたならば融通というものは良いだろうということ、仮令完全なる学理を修めぬでも事実に於て了解した」<sup>76)</sup>と述懐している。

ところで、フランスに到着して5月18日（慶応3年）博覧会を観ているが、陳列品の中で渋沢が関心を示したのは機械・油絵・貨幣・精密機械・織物であり、貨幣に関しては「航西日記」によれば、「金銀古貨幣はローマ・

---

75) 山本七平、前掲書、41頁～42頁（「新藍香翁」より）。

76) 山本七平、前掲書、378頁～379頁。

ギリシャ・トルコ最も多く。形ち異常なるもの多く。又古雅にして文房の玩具に供したきものあり。……各国現に用ふる金銀貨幣の見本を聚めし処あり。我邦の大小判一分銀二朱金一朱銀も列し。欧州其他各国円貨の中に在て。独方正を示せり。尺度量衡も各国現に用ふる所を聚めて列せり。我邦量の如き又円形中方正なるを以て特に目立ちたり。蓋貨幣は万国交通の本資なれば。各国其制を異にするは。四海一家の誼に於て欠典なれば。之を稠人広衆に。其異同如此なるを示し。人々をして之を同規一致に帰せしむること至便の念を生ぜしめ。……」との見解を示している。「貨幣と度量衡の問題は、民部省改正掛の時代に渋沢が手をつけているがその基本的な着想は、この時に胚胎したのであろう。」<sup>77)</sup>

ところでフランス留学中前述のフロリヘラルトのほかに、教育面で教育・修身上・学業その他平素の行動について世話をするため、モッシュ・ヴィレットという軍人（騎兵大佐）が付けられた。渋沢が、この2人の仏人の指導を受けながら強く感じたことは、武士と町人の対等化同格化ということであった。

ヴィレットは役人（軍人）、フロリヘラルトは町人（銀行家）、この2人の相接する有様をみると殆ど身分上の区別がない。国民全体が平等で役人なるが故に威張るということがない。ではどうすればそうなるか。それには「合本組織」しかないと考えようになった。渋沢は「合本法」とか「合本組織」とかいう言葉を使っており、これは大体「株式会社」の意味である。しかしながら渋沢にとってそれは単なる経済的手段でなく、それは達成さるべき状態へ到達する手段であった。渋沢は竜門雑誌（昭和6年3月）で次のように述べている。「仏蘭西での留学は、遺憾ながら水泡となって帰朝したが、約二ケ年仏蘭西に滞在した間、またその間英吉利・伊太利・白耳義・和蘭・瑞西等を巡遊した時に、最も感じたのは、事業が合本組織で非常に発展して居ること、官民の接触する有様が頗る親密であることであって、一面からは合本組織で商工業が発達すれば自然商工業者の地位が上って官民の間が接

77) 山本七平，前掲書，314頁～315頁。

1987年12月 津守金次郎：わが国における銀行創設前夜（その1）

近して来るのであろうと思った。特に民部公子のお側に居て事務上の世話を  
するため、ナポレオン三世から付けられたコロネル・ヴィレットと云う人と、  
幕府から頼んだ総領事のフロリヘラルトと云う人との接触のさまなどを見ると、  
全く役人と民間の人と云ふ相違は少しもなく、何等の懸隔がなく全然対  
等で、日本の有様とは雲泥の相異であった。私はかねて日本の官尊民卑の弊  
を甚たしく慨嘆して居たから『斯うなくてはならぬ』と切実に思った。』<sup>78)</sup>

幕末には多くの留学生がヨーロッパやアメリカに行き、さまざまな新思想  
や新知識を持ち帰った。しかし渋沢ほど「合本組織」の重要性を認識し、そ  
れを実行に移そうとした者はいなかったようだ。渋沢の「合本組織」は帰国  
後前述の如く静岡において「商法会所」の設立となり、また大蔵省に出仕し  
てから銀行設立へと展開する。渋沢が大蔵省に出仕したのは明治2年（1869）  
11月であった。

## X 伊藤博文の米国派遣

明治新政府のスタート初期、政府が当面していた緊急な要務は幣制の統一  
整理であった。大蔵省の創設に際し会計官副知事から大蔵大輔に抜擢された  
大隈が、最初に直面したのは英仏米独伊の各国公使との接渉である（7月12  
日高輪応接所）。議題は外国人の手許にある贋金処分問題である。兵庫県知  
事から大蔵少輔に昇進した伊藤も同席した。接渉の要旨は、その年の5月に  
悪金銀貨通用禁止の布告が出されたが外国人には何の知らせもない。藩が出  
した悪い二分金で日本人は蒸汽船そのほかに武器その他多数の物資を購入  
し、外国人はその代価を安心して受け取っている。これを政府が引換えない  
理由はないというものである。結局、新政府は旧幕府と諸藩鑄造の悪贋貨を  
認めてその一掃を約し、近く大阪で造る予定の新貨で兌換することを承諾し  
た。

さて、民部、大蔵両省の大輔を兼ねるに至った大隈は民部省内に改正局を

---

78) 山本七平，前掲書，363頁。

新設（明治2年11月）し、ここに出身藩にこだわらず若手のすぐれた人材をあつめて新しい発想の下に施策を打ち出すことになる。伊藤・井上をはじめ租税正として政府に出仕することになった渋沢や、幕府海軍の出身で維新後幕府開成所の教師をしていた前島密<sup>79)</sup>も出仕してくる。改正局にはこのような新採用者が十数名となり、国立製糸工場・灯台の建設・造幣寮の建設と貨幣の鑄造・度量衡の改定・郵便の改善・通信鉄道の開通等々がこの改正局を中心に民蔵両省の事業として次々に計画実現されることになる。この事情を渋沢は次のように述べている。「改正掛の役員は多くは兼任の人々で、租税司からは自分が命ぜられ、監督司からも兩人、駅通司からも何人という姿で夫々任命になり、自分がその掛長を命ぜられて改正局の事務に取掛ることになりました。程なくその年も暮れて明治3年の春となったが、この改正掛の任務を完くしようとするには局中に有爲の人材を要するとして、更に大隈に申請して静岡の藩士中から前島密・赤松則良・杉浦愛蔵・塩田三郎などという人々を前後引続いて改正掛へ登傭になりましたが、その他にも文筆を能するもの、技芸に長ずるもの、洋書の読める人なども夫々推撰して一局の人員が都合12~3人になって、その内には各自に得意の説もあり執務も自から抄取って来て頗る愉快を覚えました。」<sup>80)</sup>

政府当局が前述した為替会社の失敗<sup>81)</sup>であることを悟ったのはその創立の翌年すなわち明治3年（1870）になってからである。

政府は、明治2年（1869）5月の布告により、政府発行の太政官札等の紙幣を正貨と交換することとしたが、大蔵少輔伊藤博文は正貨の鑄造方法・紙

#### 79) 前島密

越後高田藩土上野助右衛門二男。函館開成所で航海学を学び、薩摩藩開成学校英語教授を経て幕臣前島家を継ぎ、慶応3年5月幕府開成所数学教授。明治2年（1869）12月静岡藩産業掛から新政府の民部省改正局勤務となる。通信事業を確立した。

慶応4年3月10日、大久保利通による大阪遷都論建議に対し、江戸遷都論を大久保に送り、大久保をしていたく感銘を与えたという。

80) 「雨夜譚」巻之五（前掲「日本人の自伝」第1巻、325頁）。

81) 「VII. 為替会社」の項参照。

1987年12月 津守金次郎：わが国における銀行創設前夜（その1）

幣および公債の発行計画・金融機関の設立等について早急に取り組む必要のあることを痛感し、太政官に意見書を提出することになる（後述）。渋沢の回顧によれば、「貨幣改鑄の事もその前から一の要務問題となつて、既に大阪に造幣局を作り、又貨幣の本位を銀にて立てるといふ評議は定まつて居たが、この事は本省の事務中に於て尤も重要な事だから格別精密の研究をせねばならぬ。又公債というものは欧米各国では専ら行われて居るが我国では如何だろうか。紙幣は既にこれを発行して流通はして居るが、その引換の方法は如何すればよいか、諸官省各寮司の配置並にその事務取扱の順序は如何すれば便利であるかなどという事柄をば米国に人を派して研究させるようにせられたいと伊藤少輔の考案がでて、これを改正掛で審議して文案を作り、それから政府へ建議することになった。処が明治3年の10月その議が容れられて伊藤が垂米利加に行かれることになり、芳川顯正と福地源一郎とがその随行を命ぜられました。」<sup>82)</sup>と述べている。

大隈・伊藤らが幣制問題と平行して鉄道電信の施設に取り組むなど積極的に施策を推進するようになると、出る釘は打たれるのたえのように、一方で部内の若手官吏の熱烈な支持を受けるのは当然であるが、他方でいわゆる維新の功臣といわれる実力者達は大隈等の進歩的政策を含めて反感と憎悪を示すようになり、大隈等は民部省と大蔵省の分離をめぐる新政府内の藩閥や権力闘争の渦中にまき込まれていく<sup>83)</sup>。そうして、明治3年（1870）7月10日

---

82) 「雨夜譚」巻之五（前掲「日本人の自伝」第1巻、327頁）。

83) 「Ⅷ. 大蔵省の創設」の項参照。

明治2年7月の職員令による太政官制度の下で、「大隈と伊藤は王政復古以来の2年あまり財政と外交をほとんど一手に引受けてきた実力者であり、彼らが民蔵の二省を掌中にしたことは、民蔵二省を「政府」に拮抗する実力機関にのしあげた。……そして大隈や伊藤など「大隈派」の背後には木戸孝允が立っていた。大久保は「政府」が「宸断以て天下を統御する」ための「御輔導」に全力を傾注できるように「政府」と「諸省」を「手足の如く一身の如く合体」させるためには、一方で大隈が双方の大輔を兼ねることによって合併した民蔵（民部省と大蔵省）を分離して「省」への権力集中を防止し、他方で木戸を参議として「政府」を強化し、木戸と大隈のあいだを分断しつつ「政府」の権威を高めなければならぬ」と結論した。（前掲、信夫清三郎「日本政治史Ⅱ」242頁）。

民部・大蔵両省の分離が決定、大蔵省は会計・造幣・租税などの財政面だけを取扱うことになり、大隈はもとの大蔵大輔に戻り、次いでその9月参議となって大蔵省を離れることになった。

この中央政界の政争をめぐって一部には大隈の代りに由利公正を再び登用しようとの声もあった。伊藤はこの頃を述懐して「あのとき、三岡にさらに政府にとどませたならば、全国の人民は紙キレ（太政官札）を抱いて、路上に餓死したであろう。これを救って今日の興隆にいたらしめた者は一人の大隈である……自分も大隈が大蔵省にいて、新政治をおこなうならば、どんな困難な職にもつくが、さもなくば造幣寮へ転任させてほしい。ここで、百五十度の熱のなかで働くほうがましである……」<sup>84)</sup>と述べている。

この政争が一応落着くと伊藤は米国にむけて発つことになる。前述のとおり渋沢の懐古にもあるように財政と銀行制度の調査がその名目である。このことについて大隈は「俊輔は利口な男だ、自分らに不利な情勢をみてアメリカに逃げおった。反対派の風当りを避けておもむろに後図を策する考えであろう」<sup>85)</sup>と述懐している。

前述の渋沢懐古談のなかにもあったように伊藤はわが国の貨幣制度や財政金融の諸制度等について北米合衆国の諸制度を調査研究しこれを移植するように太政官に稟伺した。その意見書によると、「経世治民ノ事務其ノ條目ハ枚擧ニ違アラスト雖モ擧ケテ其ノ要ヲ論セハ財政会計ノ修整スルヲ以テ經綸ノ根底ト爲ス夫レ凡百ノ事務理財會計ニ関係セサル莫シ……金銀貨幣ノ価位紊亂シ物価ノ昂低階テ紛淆シ患害ノ波及スル所ハ全國ノ民庶ヲシテ其ノ生ヲ聊セサルニ至ラシメタリ是ノ時ニ當リ泛行ノ楮幣八千餘萬兩天下ニ流布シ之ニ加フルニ贗偽模造ノ蠹害ヲ生シ拯救ノ方策殆ント將ニ盡ントス之ニ於テ乎朝廷非常ノ偉算ヲ以テ貨幣新鑄ノ工ヲ興シ又タ楮幣改正ノ議ヲ決シ其ノ価位ヲ料定シ物価ノ平準ヲ持セシメ其ノ製造ヲ精緻ニシテ贗模ノ好偽ヲ遏メント

84) 榛葉英治, 前掲書, 94頁。

85) 同上。

是レ即チ国家ノ急務ニシテ汚隆ノ関係スル所ナリ」<sup>86)</sup>とし、北米合衆国を選択したことについては、「之ヲ書籍ニ考覈シテ其ノ理ヲ推究シ或ハ之ヲ實際ニ徵驗シテ其ノ效ヲ監視シ然レ後ニ始テ可否得失ヲ知得ス可シ臣頃日合衆國國債償消法及ヒ紙幣條例等ノ書ヲ繙閲シテ其ノ方法簡便事理適實ニ官民共ニ權利ヲ保存シ相ヒ行ハレテ相ヒ悖ラサルノ制ヲ略知ス而カモ夫ノ一斑ノ管見ヲ取り以テ全體ヲ測度ス可カラス伏シテ冀クハ臣ニ數月ノ暇ヲ給シ合衆國ニ渡航シ凡ソ理財ニ關スル法則國債紙幣及ヒ對交貿易貨幣鑄造ノ諸項ニ至ルマテ之ヲ面命耳提ニ得テ更ニ參酌推究シ確然不拔ノ制ヲ設立セリ聖恩優渥ノ萬分ニ報答シ文明開化ノ一端ヲ裨補スルヲ得ン」<sup>87)</sup>としている。これによると、伊藤はすでに「合衆國國債償消法及ヒ紙幣條例」等を通読してその概略を知っており、したがって直接現地に於て目で見耳で確かめたいということであったと推測される。

ここで、伊藤のいう「合衆國國債償消法及ヒ紙幣條例」とは、1863年制定された「合衆國國債を担保とする国の通貨を供給し、その流通および償還に備えるための法律」で、俗に「国法銀行法」と称せられているものであろう。当時米国経済は州法銀行が発行する不健全で幼稚かつ多種の銀行券で悩まされており、その改革が強く要望されていたが、特に南北戦争の勃発（1861年）によりいわゆるグリーンバックスと称された不換紙幣が発行されて通貨価値の下落をまねきインフレが激化するにおよび、その必要性が一層痛感されるに至った。一方政府は戦争による財政の不足を補うため国債を発行したが、この国債市場を拡張して消化を図る必要があり、新しく連邦政府の免許による銀行を設立して、この銀行が国債を担保としてのみ銀行券を発行し得ることとし、一挙に銀行券の健全化と政府財政資金の確保を図るものであった。後年わが国がはじめて国立銀行条例を制定した際、その母体となったものである。

なお、北米合衆国を選択したことについて「このときなせヨーロッパでな

---

86) 前掲「明治財政史」第13巻、17頁。

87) 同上書、18頁。

くてアメリカが選ばれたのか明らかでない。当時のアメリカは南北戦争が終って6年目、新興国ではあっても決して一等国ではない。政府はおそらく、自分たちより3年早く内乱から脱却して意欲的に新しい国造りへと向かっているアメリカが自分たちのよき手本となると考えたのであろうが、このとき財政経済ではアメリカを模範としたことは以後の日本に大きなプラスであったことは否定できない。とはいえこの時点での日本はまだ廃藩置県を行っていないから、その多くはすぐ実施されたわけではない。しかし伊藤との文書の往復は改正掛が行ったので栄一は多くの点でアメリカに学ぶことを得た。」との見解もある<sup>88)</sup>。

このような経緯で伊藤の米国渡航が承認された。その目的は 一、貨幣鑄造の研究 二、紙幣及び公債の発行計画 三、金融機関の設備の研究であった。伊藤は明治3年(1870)11月2日横浜を発ち、11月27日サンフランシスコに到着している。この渡米には芳川顕正<sup>89)</sup>、福地源一郎<sup>90)</sup>、吉田二郎<sup>91)</sup>、木梨平之進<sup>92)</sup>のほか、東京、大阪の為替会社社員等計21名が随行した。

伊藤はサンフランシスコで銀行、造幣局、造船所、製鉄所などを視察した後、12月3日同地を出発、10日ワシントン着、次いでニューヨークを中心と

88) 山本七平, 前掲書, 449頁。

89) 芳川顕正

阿波藩出身。慶応3年医学生として長崎滞在中、伊藤俊介が滞在していた大徳寺の坊に同居を許され、ともに英語を学ぶ。

薩摩藩の英語教師をしていたとき、偶々上京中伊藤の推薦で大蔵省出仕に登用され、米国に随行する。

銀行条例編纂掛として銀行条例立案を担当(後述)、後年文相・内相・枢密顧問官となる。

90) 福地源一郎

共慣義塾と称する仏語学校を経営中大蔵省御用掛となり、伊藤に随行することとなる。

後日官命により「会社弁」を公刊(後述)して会社知識の啓発に資した。

91) 吉田二郎

大蔵省出仕。

92) 木梨平之進

木戸孝允が江戸有備館で舎長であった頃、伊藤とともに書生であった。有為の人材であったが病弱のため定職がなかった。偶々木戸とともに上京中、伊藤に勧められて米国へ同行することとなった。



1987年12月 津守金次郎：わが国における銀行創設前夜（その1）

してフィラデルフィアの造幣局、ニューヨークのナショナルバンクなど各地の造幣、鑄造関係、公債証券の発行所などを調査し、政府に多くの建言を行った。伊藤は12月29日附を以て三事を建白した。「一ニ曰ク貨幣ノ制度ハ金貨本位ヲ採用スヘキコトニニ曰ク金札引換公債證書ヲ発行スヘキコト三ニ曰ク貨幣発行會社を設立スヘキコト是レナリ就中後者ハ彼国『ナショナル・バンク』ノ制度ニ倣ヒテ紙幣発行の特權ヲ有スル銀行ヲ本邦ニ設立シテ政府紙幣ヲ銷却スルト同時ニ金融ヲ疏通スルノ機關タラシメ一舉兩得ノ策ニ出テントスルノ議ニ外ナラス」<sup>93)</sup>というものである。伊藤はこの意見書と共に米国紙幣条例という一書を参考として送達した。

この意見書は大変重要な意味をもっており、明治新政府がその発足以来の懸案であった幣制改革や銀行制度の創設などの実現について一挙に加速することとなる。「当時我国理財ノ知識未タ進マス賤務當路者中公債銀行等ノ事ニ關シテ成竹アル者殆ント之レナカリシカ爲メ伊藤少輔ノ提議ハ當局者ニ向テ實ニ非常ノ刺戟ヲ與ヘ遂ニ我國立銀行創立ノ根源ヲ爲スニ至レリ」<sup>94)</sup>。

この間の事情について渋沢は「それからこの一行が亜米利加へいって、段々現行の法規、条例等を調査して、公債の方法はかくかくで、その理由は云々、また紙幣の引換は全国に国立銀行を創立させて、これによって金融の便利をつけ、併て紙幣兌換の事を取扱はせ、その銀行の条例はかやうに制定せられたい、また貨幣問題に付いては曾て横浜に支店のあった東洋銀行の主任者英人ロベルトソンの建白によって、東洋は銀貨国だから、銀を貨幣の本位にするが適當であるといふことに一定して居ったが、さて亜米利加に来て見ると、亜米利加も金为本位に立っており、歐羅巴の国々も多くは金貨を本位としてあるから、本位貨幣は金に定めるのが文明国の通例だに依って、日本も金に改定しられたい、また政府の紙幣引換の方法に付いては、米利堅で千八百六十年頃に多く紙幣を増発した爲に、その価が下落して大いに国家の困難となったが、終にナショナルバンクを立て、漸く交換法を附けた時の歴史と手続

93) 前掲「明治財政史」第13巻、18頁。

94) 同上書。

とを調査して、詳細の事を申越され、また諸官省の職制、章程などが十分に整頓して居らぬから、職掌の界限も明了でない、随って責任の帰着する所が定らぬに依って、米利堅の職制・章程を調査した所が、この通りであるということ迄、すべて大蔵省へ向けて具申になりました」<sup>95)</sup>と述懐している。

伊藤が新政府において、その幣制改革や銀行創立に極めて重要な役割を演じたことが意外に知られていないのは、伊藤の其の後の政治活動があまりにも花々しかったからではあるまいか。「伊藤博文の功績といえば、憲法改正、内閣制度の実施、日清・日露両役における戦勝への貢献といわれるが、この米国行での博文らの精密な調査と建言の結果、金本位制を中心に近代日本の銀行・爲替・国債・証券など財政関係の新しい制度が確立されたことは、閑却されてはなるまい」<sup>96)</sup>。

---

95) 「雨夜譚」卷之五（前掲「日本人の自伝」第1巻、328頁）。

96) 豊田穰「初代総理伊藤博文」(上)、講談社、257頁。